

福岡県公報

令和七年十月三日
第六百三十四号
増刊 ①

目次

条 例 (第三十一号―第三十七号)

○福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 (情報政策課) ……………二

○福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 (行財政支援課) ……………三

○福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (行財政支援課) ……………三

○福岡県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (福祉総務課) ……………三

○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課) ……………四

○福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企業局管理課) ……………四

○福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部生活保安課) ……………四

公布された条例のあらまし

◇福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 (企画・地域振興部情報政策課)

1 情報通信技術の活用による行政手続等における県民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、条例等に基づく申請等における添付書面等の省略に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和七年十一月一日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 (企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課)

1 公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の制定に伴い、福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙におけるポスター等の作成に関する公費負担の限度額を改定するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (福祉労働部福祉総務課)

1 民生委員による住民に対するサービスがより適切に行われるようにするため、地域の実情を踏まえて民生委員の定数を改めることとした。

2 この条例は、令和七年十二月一日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市部建築都市総務課)

1 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日又は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定

する政令で定める日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(企業局管理課)

1 福岡県電気事業における発生電力の供給に係る契約方法の見直しのため、供給の相手方に係る規定を削除することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部生活保安課)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

条例

福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十一号

福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に

係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第七条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第九条の次に次の一条を加える。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年十一月一日から施行する。

(福岡県税条例の一部改正)

第二条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項第一号及び第五十七条の十中「福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「福岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

第三条 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「福岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十二号

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例（平成七年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（福岡県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に改め、「これらのポスターを」を削る。

第九条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第十三条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五十円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用

自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例（次項において「新条例」という。）第九条及び第十三条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 新条例第一条の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十三号

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三中三の項を削り、四の項を三の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十四号

福岡県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

福岡県民生委員の定数を定める条例（平成二十七年福岡県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表大牟田市の項中「二九五入」を「二九六入」に改め、同表直方市の項中「一三一人」を「一三二人」に改め、同表飯塚市の項中「二九九入」を「三〇〇入」に改め、同表柳川市の項中「一七七入」を「一七八入」に改め、同表筑後市の項中「九三入

「を「一〇〇人」に改め、同表小郡市の項中「一〇四人」を「一〇二人」に改め、同表筑紫野市の項中「一四七人」を「一五九人」に改め、同表宗像市の項中「一七〇人」を「一七一人」に改め、同表古賀市の項中「八一人」を「八三人」に改め、同表朝倉市の項中「一五五人」を「一五八人」に改め、同表糸島市の項中「一七四人」を「一七七人」に改め、同表那珂川市の項中「七六人」を「七九人」に改め、同表篠栗町の項中「四五人」を「四六人」に改め、同表須恵町の項中「四二人」を「四六人」に改め、同表粕屋町の項中「四一人」を「四四人」に改め、同表鞍手町の項中「四八人」を「五〇人」に改め、同表桂川町の項中「四五人」を「四四人」に改め、同表筑前町の項中「五一一人」を「五二人」に改め、同表広川町の項中「四二人」を「四三人」に改め、同表荊田町の項中「五三人」を「五六人」に改め、同表築上町の項中「五七人」を「五五人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十五号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表七三の二の項事務の欄中「第五条の三第一項」を「第五条の十三第一項」に改め、同項金額の欄中「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同表七三の三の項中「第五条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に改め、同表七三の四の項中「第五条の七第一項」を「第五条の十七第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十六号

福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十二年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

一 福岡県電気事業

発電量は、最大出力一万四千五十キロワットとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十七号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十四年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号口中「第五十条第一項第四号」を「第五十条、第五十一条第一項第四号」に、「第五十二条第一号」を「第五十三条第一号」に、「第五十三条第一号」を「第五十四条第一号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県風俗案内業の規制に関する条例（以下「新条例」と

いう。) 第四条の規定の適用については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第四十五号)による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四十九条、第五十条第一項第四号から第九号まで、第五十二条第一号又は第五十三条第一号若しくは第二号に規定する罪は、新条例第四条第二号ロに掲げる罪とみなす。